

食料・農業・農村政策審議会 生産分科会甘味資源部会平成16年9月6日

農林水産省  
午後 2時00分 開会

特産振興課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成16年度食料・農業・農村政策審議会の生産分科会甘味資源部会を開催いたします。

私は、生産局の特産振興課長の佐藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様にはお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

本日の審議会でございますけれども、従来は甘味資源審議会という形で運営をしてまいりましたが、平成13年に省庁再編に伴いまして各審議会の再編成がございました。その関係で、従来の甘味資源審議会が食料・農業・農村政策審議会の中の生産分科会の中における甘味資源部会という形に改組されまして、今回が初めての会合でございます。そういったことで、まず部会長の選出という手続がございます。その部会長が選出されるまでの間、便宜、私の方で司会進行をさせていただきます。

それではまず、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

資料の中に、資料2としまして名簿がございます。その名簿の順に従いましてご紹介をさせていただきます。

甲斐委員でございます。

本日は、増田委員が所用により欠席をされております。

続きまして、臨時委員の皆様をご紹介させていただきます。

阿南委員でございます。

続きまして犬伏委員でございます。

太田委員でございます。

澤田委員でございます。

高柳委員でございます。

戸塚委員でございます。

林委員でございます。

久野委員でございます。

松本委員でございます。

三浦委員でございます。

宮下委員でございます。

森委員でございます。

森本委員でございます。

以上でございます。各委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は、臨時委員の中で、有田委員、近藤委員、この両名が所用によりましてご欠席ということになっております。

また、当初出席予定でありました金川委員、金城委員、それから宮城委員、この3名におきましては、台風の影響によりまして空路事情が悪く、急な欠席という連絡を受けております。

それから、本日は、冒頭に申し上げましたとおり、甘味資源部会という形になりましてから初めての部会でございますので、まず部会長の選出をお願いしたいというふうに思っております。

資料3の4ページ、この中に食料・農業・農村生産審議会令というものがございましてけれども、その第7条第3項に「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する」という規定がございまして。この部会長の選任の方式につきまして何か特段の意見がありましたらお願いしたいというふうに存じますが、いかがでございましょうか。

どうぞ、犬伏委員。

犬伏委員

甲斐先生でいかがでしょう。

特産振興課長

ただいま犬伏委員の方から甲斐委員に部会長をお願いしてはどうかというご提案がございました。ほかの委員の方、何か特段のご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

特産振興課長

それではご異議がないようでございますので、甲斐委員に部会長をお願いしたいと存じます。

では、甲斐委員、部会長席の方にお移りいただきしたいと思います。

(甲斐委員、部会長席に着く)

特産振興課長

それでは、大変恐縮ですが、甲斐部会長から若干ごあいさつをいただきたいというふうに存じます。

甲斐部会長

ただいまご推薦をいただきました九州大学の甲斐でございます。よろしくお願いいたします。

本部会の議事運営に全力を尽くしたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

特産振興課長

それでは、ここからは甲斐部会長に議事をお進めいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、気温等蒸しておりますので、必要に応じて、皆さん、上着等をお脱ぎになって、自由な形でご議論いただきたいというふうに思います。

甲斐部会長

それでは、議事を始めさせていただきます。

部会長がただいま決まりましたので、次に部会長代理を決める必要がございます。

資料3の4ページの食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項の規定により、「当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理することとなっておりますので、私の方から指名させていただきたいと思います。

部会長の代理は増田委員をお願いしたいと思います。本日増田委員は所用によってご欠席

でございますので、後日私の方から増田委員に打診させていただきまして、ご本人のご承諾を得られれば部会長代理にご就任いただきたいと思います。それでよろしく願いいたします。

それでは、本日初めての会合に当たりまして、この甘味資源部会の位置づけ及び運営につきまして事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

#### 特産振興課長

れでは、委員の皆様には既にご承知のこととは存じますが、この部会の位置づけ、さらには運営につきまして、若干お時間をいただきましてご説明させていただきます。

資料の3をごらんいただきたいと思います。ここに食料・農業・農村政策審議会の関係法令集がございます。

まず1ページ目でございますけれども、食料・農業・農村基本法がございます。これは抜粋でございますけれども、第4章としまして食料・農業・農村政策審議会の規定がございます。

当甘味資源部会は、食料・農業・農村政策審議会の部会としまして、この食料・農業・農村基本法に根拠を置いて設置されているわけがございます。

次に、2ページ目から4ページ目に食料・農業・農村政策審議会令という政令がございます。

3ページ目の第6条でございますが、審議会に置かれるべき分科会について規定がございます。その分科会の一つとして生産分科会がございます。その生産分科会の所掌事務の一つとしまして、横にバーがついておりますけれども、砂糖の価格調整に関する法律の規定により審議会の権限に属された事項を処理する、こういう規定がございます。具体的には後ほどまた詳しく説明いたしますけれども、国内産糖の目標生産費を定める際にご審議をいただくということでございます。

また、同じ3ページの第7条でございますけれども、「審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」という規定がございます。

これを受けまして、5ページになりますが、「食料・農業・農村政策審議会生産分科会における部会の設置について」という生産分科会の決定事項がございます。この第1条におきまして、この甘味資源部会を設置するということが規定されております。

また、5ページの第2条第1項、それから6ページの食料・農業・農村政策審議会議事規則の第9条第1項によりまして、甘味資源部会の議決が食料・農業・農村政策審議会の議

決とみなされるという形になっております。

それから、審議会及びその下に置かれます分科会、部会の議事運営につきましては、6ページの食料・農業・農村政策審議会議事規則で統一的に定められておりますが、その第3条及び第4条におきまして、会議は原則として公開、それから議事録につきましても公開という形をとることになっております。したがって、本日の部会につきましても公開で行うこととしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

それから、続きまして、砂糖の価格調整に関する法律に規定されました当審議会の審議事項に関しましてでありますけれども、7ページをお開きいただきまして、ここに砂糖の価格調整に関する法律の抜粋がございますけれども、この第3条第3項におきまして、5年ごとに農林水産大臣が定めることとされている国内産糖の目標生産費を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞かなければならないということが規定されております。

現在の目標生産費につきましては、平成11年9月に当時の甘味資源審議会でご審議をいただいた上で、平成15砂糖年度を目標年次として策定されておるわけでございます。本日は、平成20砂糖年度の目標生産費を定めるに当たりまして各委員の皆様のご意見をいただくためにお集まりいただいたということでございます。

以上でございます。

甲斐部会長

当部会の位置づけ、運営及び審議事項については、ただいま事務局からご説明のあったとおりであります。よろしくお願ひいたします。

それでは、石原事務次官からごあいさつをいただきたいと思ひます。

石原事務次官

事務次官の石原でございます。本来でありますれば、亀井大臣が出席いたしまして皆様方にごあいさつを申し上げるところでございますけれども、大臣、多用で出席できませんので、私、大臣のあいさつを預かっておりますので、これを代読させていただきます。

本日ここに、食料・農業・農村政策審議会生産分科会甘味資源部会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、常日頃、農林水産行政の推進に当たりまして格別のご支援、ご協力を賜っておりますとともに、本日はご多用中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

甘味資源作物であるてん菜、さとうきびは、北海道、鹿児島県及び沖縄県において地域経済を支える基幹作物となっており、これらを原料とする砂糖は国民の食生活において重要な地位を占めております。

他方、近年の動向を見ますと、砂糖の需要が総じて減少する中で、消費者や実需者などからは内外価格差の縮小に対する強い要請をいただいているところであります。砂糖の需要の拡大を図るためには、国内産糖の価格競争力の回復が急務であり、そのためには合理化に向けた関係者の不断の努力が不可欠であると考えております。

現在、農林水産省では新たな食料・農業・農村基本計画の策定を進めており、先月 10 日には食料・農業・農村政策審議会企画部会において、農政改革の基本的な考え方、主要課題についての施策の方向などを示した中間論点整理が取りまとめられたところであります。

砂糖やでん粉に係る政策のあり方につきましても、本論点整理を踏まえ、新たな農業経営安定対策の導入に向け、鋭意検討を進める所存であります。

また、WTO 農業交渉や ASEAN 諸国との FTA 交渉につきましても、多様な農業の共存が可能となることを基本に、各国と積極的に議論を行っていく考えであります。

本日は、平成 20 砂糖年度の国内産糖の目標生産費をお諮りすることとしております。目標生産費は、糖価調整制度におきまして輸入糖と国内産糖との価格調整を行う基準となる国内産糖合理化目標価格の算定基礎となるものであり、また、今後 5 力年間の国内産糖製造事業の合理化の目標となるものでございます。

委員の皆様におかれましては、砂糖をめぐる現下の諸情勢を十分ご考慮いただき、有益かつ忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 16 年 9 月 6 日

農林水産大臣 亀井善之代読  
よろしくお願いいたします。

甲斐部会長  
ありがとうございました。

それでは、最近の砂糖及び甘味資源作物の動向につきまして事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

特産振興課長

それでは、配布資料の資料4でございますけれども、「砂糖・甘味資源作物をめぐる事情」というものがございますので、多少ボリュームがございますけれども、最近の関連する事情について簡潔にご説明をしたいというふうに思っております。

まず、資料の1ページになりますけれども、砂糖の需給動向についての記述がございます。砂糖の国内需給の関係でございますけれども、砂糖の総需要量につきましては、昭和40年代から50年代にかけては大体290万トン前後で推移してきたわけございまして、ピーク時は48年度の319万トンという数字がございます。

ただ、その後、50年代半ばから砂糖の代替品であります異性化糖の進出が進みまして、砂糖自体は徐々に減少傾向をたどってきたわけでございます。

また、近年、消費者の食生活の変化に伴いまして甘味離れ等がございまして、砂糖需要全体が減少してきたということで減少が続いておりまして、消費が低迷しているという状況でございます。

また、供給面でございますけれども、国内産糖につきましては、てん菜糖と甘しや糖、両者合わせまして大体80万トン台の後半で推移をしてきております。また一方、輸入糖につきましては、140万トン前後で推移をしているというのが状況でございます。

それから次の2ページでございますが、甘味需要量の推移でございます。

砂糖以外にも、先ほど申しました異性化糖ですとか、あるいは加糖調製品といった形で甘味があるわけでございますけれども、そうしたものを含めました甘味全体の需要量、これは近年の消費者の嗜好の変化を背景としまして減少傾向が続いているのは先ほども申し上げたとおりでございますけれども、14砂糖年度におきましては1.5%の増加という、そういう数値を出しておりますので、この需要の低下もやや下げどまったという感も一部にあるわけでございます。

次の3ページに用途別の需要の動向がございます。

砂糖の需要量の中で家庭用のものにつきましては、全体の15%ということで、最近ではその割合が低下してきております。それから、残りの85%、これは業務用でございますけれども、菓子関係が全体の25%、それから清涼飲料、乳製品、調味料、こういったものの割合が高いというのが状況でございます。

それから、諸外国との消費の比較でございますけれども、各国におきます砂糖の1人当たりの消費量、これは2002年をベースにしておりますけれども、欧米等先進国におきましては我が国と比べて高い水準にございます。そこに括弧書きがございましたように、オーストラリアでは我が国の2.9倍の消費、それからカナダで2.0倍、EUで2.1倍、米国で1.7

倍ということで、それぞれ2倍前後の消費水準を各国の方では行っているということでございます。

それから、 にございますように、アメリカ、オーストラリアでは80年代半ば以降増加傾向で推移しておりますけれども、逆に我が国におきましては、先ほど申しましたように、1974年をピークとしまして、それ以降は消費量は減少傾向で推移してきたということで、大きな差が見られるわけでございます。

4ページになりますけれども、最近の糖価の動向でございます。

国内の砂糖の卸売価格でございますけれども、これにつきましては平成元年の4月に砂糖消費税が廃止されております。キログラム当たり16円かかっておりましたこの消費税が廃止になっております。それから、平成6年の4月以降4回に分けて粗糖関税の引き下げが行われまして、合計で41円50銭が現在なくなっております。

これとあわせて、糖業関係者によります合理化努力といったものが功を奏しまして、現在低下傾向で価格が推移してきているということでございまして、15年で見ますと124円という水準でございます。

また一方、近年の国際糖価の状況でございますけれども、これにつきましては、生産が消費量を上回るということで、国際需給が緩和基調にあることを反映しまして低水準で推移をしてきております。詳しい最近の状況につきましては、また後ほど説明をいたしたいと思っております。

それから、砂糖の内外価格差でございますけれども、国内産糖の価格につきましては、輸入糖、これは平均輸入価格でございますけれども、これと比較をしてみますと、近年では、てん菜糖で、右の表にありますように2.5倍ないし2.6倍、それからさとうきびを原料とした甘しや糖で見ますと8倍から9倍程度の価格差があるというのが現状でございます。

5ページでございますけれども、糖価調整制度の仕組みについてここに記述がございます。

まず、簡単な仕組みのポイントでございますけれども、政府の決めます最低生産者価格以上で買入れたものを原料にしまして作り出した国内産糖につきましては、国内産糖交付金というものが交付されるという仕組みを通じまして、生産農家に対しまして原料の最低生産者価格を保障するという仕組みがとられているわけでございます。

その財源でございますけれども、国の一般会計から交付されます交付金、それから輸入粗糖から徴収されます調整金、この両者によりまして賄われているというのが現状でございます。



輸入粗糖から徴収します調整金につきましては、独立行政法人であります農畜産業振興機構によります瞬間タッチ売買を通じまして実施をされております。

それから、砂糖と代替関係にあります異性化糖、これは果糖ぶどう糖液糖という形で製品には表示をされておりますけれども、これにつきましては、砂糖との価格バランスをとるために調整金を徴収してきておりまして、その調整金を国内産糖の価格支持の一部に充当しているということでございます。

それから6ページでございますが、国内産糖への助成でございます。

てん菜糖、甘しゅ糖の国内産糖への助成費用でございますが、14年産で見ますと940億円という水準となっております。これ自体は、甘味資源作物の国内の産出額自体に相当する規模だということでございます。また、このうち調整金につきましては、この助成費用の約8割を占めているということでございます。

こうしたことから、現在の糖価調整制度の円滑な運用を図るためには、国内産糖の原料価格、それから製造経費の合理化が必要でございまして、特に、約6割を占めている原料代の合理化が必要になっているわけでございます。

それから7ページでございますが、国内の生産関係でございます。

まず、てん菜と、それをもとにしたてん菜糖の生産の状況でございます。

地域における位置づけでございますが、てん菜につきましては、ご案内のように、北海道の畑作農業におきます基幹的な輪作体系の中の重要な作物になっております。

右下にございますように、十勝で見ますと、ばれいしょ、小麦、豆、これとあわせててん菜が4品目の輪作体系の一つを担っております。それから、網走で見ますと、ばれいしょ、てん菜、麦、この3品目の中の一つとして重要な役割をそれぞれ果たしているわけでございます。

この原料となりますてん菜は、てん菜白糖、それからてん菜原料糖という形で加工されまして、実需者や消費者へ供給されているということでございます。

それから次の8ページでございますが、原料のてん菜の生産の推移でございます。

作付面積につきましては、現在6万ヘクタール台で推移をしております。単収につきましては、ヘクタールあたりおおむね50から60トン前後で推移をしております。それから、生産量は370万トンから420万トン程度で推移をしております。特に15年産につきましては、生育期が非常に天候に恵まれたということがございまして、生産量としま

しては 416 万トンという大きな数字になっております。

また、糖度でございますけれども、昭和 61 年産から糖分取引というものが導入されたので、それ以降高い水準になっております。15 年産につきましては、これも天候面で何ら障害がないということで、根部の肥大が順調に進みまして、高かった 14 年産を上回る高い糖度ということで、18.0 というものを記録してございます。

それから 9 ページでございますが、生産対策の推進関係でございます。

食料・農業・農村基本計画の中で、生産面につきましては、関係者の取り組みを通じました価格競争力の回復、それから生産面での土層改良等による安定的な生産、それから直播栽培等による省力化、優良品種の導入等による低コスト化、こういったことがうたわれておりまして、こういった方向をとりながら作付指標による計画的な生産に取り組んでいくということが大きな課題になっているわけでございます。

それから、 にございますように具体的な取り組みでございますけれども、関係者の協同した取り組みの推進ということで、作付指標に基づいた作付面積の遵守、それから関係者の協同した取り組みによりまして生産体制の合理化を図るといような取り組みが進められているわけでございます。

それから 10 ページでございますが、土地改良等の土地基盤整備でございます。特に、夏季に雨によりまして根の部分が腐るとい症状による生産量の減少を防いだり、あるいは根中糖分の低下を防ぐということのために、排水対策のための土層改良等の土地基盤整備に取り組むということとしております。

それから、あわせまして省力・低コスト化技術の導入ということで、移植栽培の省力化を図るために、全自動移植機の導入とか、あるいは直播栽培の導入促進といったものを図ることとしております。

それから、糖度の向上への対策でございますが、病害対策の徹底ですとか、あるいは施肥量の適正化、土層改良の実施、こういった適切な栽培管理の徹底によりまして糖度の向上に努めております。なお、15 年産の糖度につきましては、先ほど申しましたように 18.0 %ということで、14 年産を超える高い水準となっております。

それから 11 ページでございますが、さとうきび、それからこれを原料とした甘しゅ糖の生産の状況でございます。

地域における位置づけでございますが、台風常襲地帯であり、なおかつ島嶼部の多い鹿児島南西諸島あるいは沖縄県におきます基幹作物でございます。地元の甘しゅ糖工場に買い上げられまして粗糖として精糖されるという形をとっております。それぞれの地域の

地域経済上の重要な役割を果たしているわけでございます。

さとうきびにつきましては、いわゆる粗糖となります分みつ糖、それから黒糖としての含みつ糖、この両者に加工されるわけでございます。前者の分みつ糖につきましては、その大部分が本土の精製糖企業に移出されまして精製されるわけでございます。

それから、さとうきび生産の推移でございますが、収穫面積につきましては、両県合わせまして約 2 万 3,000 ヘクタール程度で推移をしております。単収につきましては、干ばつ、台風といった気象上の影響を受けることによりまして変動がございます。特に 15 年産につきましては、たび重なる台風の影響等を受けまして、倒伏あるいは茎葉の折損といったものがあつたわけでございますけれども、その後の天候の回復に恵まれまして生育の回復もございまして、前年を上回る 139 万トンという数字となっております。

また、糖度につきましては、平成 6 年に糖分取引が導入されまして、それ以降、大体 14 %前後で推移をしてきたという状況でございます。

12 ページでございます。さとうきびの生産対策の推進でございますが、これもてん菜同様、基本計画の中で、そこに書いてあるような取り組み課題が掲げられてございます。一つは、関係者の取り組みを通じた価格競争力の回復、それから、さとうきびにつきましては、経営規模が零細でございますので、担い手の生産規模の拡大、それから農作業受託組織の活用や機械化一貫体系の導入による省力化、それから優良品種の導入や新たな種苗増殖技術の活用による収量の増加、こういった取り組みが課題としてございまして、その結果として生産コストを 3 割程度低減していこうということがうたわれているわけでございます。

具体的な取り組みは、その 以降にございますように、担い手農家への農地利用の集積による規模拡大ということで、農地の流動化による規模拡大、あるいは担い手農家を中心とする生産組織の設立に向けた取り組み、こういったものが進められているわけでございます。

次の 13 ページでございますが、またあわせまして農作業受託組織の活用等による省力化ということで、コントラクター等の農作業受託組織の育成、それから機械化一貫体系等の推進といったことが進められたわけでございます。

また、ウにございますように、優良品種の導入や新たな種苗増殖技術の活用ということで、優良品種の育成普及の推進、それから組織培養苗の積極的波及、こういったものが進められたわけでございます。

それから 14 ページでございますが、関連産業であります砂糖関係の企業の概要がござい  
ます。

まず、国産糖企業でございますけれども、てん菜糖関係で3社8工場、全部北海道でございます。それから甘しゃ糖関係で15社18工場、これは鹿児島県の南西諸島と沖縄でございます。こういった形で立地をしております。各地域の経済の発展に大きな役割を果たしてきたということでございますけれども、冒頭申しましたように、砂糖需要が減少していること、あるいは他作物への転換等によりまして原料が足りないという事情等いろいろございまして、企業収益が厳しい状況にあるという一面がございます。

また、こうした国産糖企業の生産コストでございますけれども、原料代が約6割、それから集荷製造経費に係るコストが約4割ということになっております。また、集荷製造経費の中で人件費の割合が約4割を占めているということが現状でございます。

こうしたことから、砂糖生産振興資金の活用等によりまして、集荷製造経費の一層の削減に取り組むとともに、原料でありますてん菜、さとうきびの安定的な生産を図っていくということを進めているわけでございます。

それから次の15ページでございますけれども、精製糖企業の関係でございます。

精製糖企業につきましては、ここに書いてございますように、砂糖としての最終製品を消費者あるいは実需者に安定的に供給しているという役割を担っております。また、鹿児島県の南西諸島や沖縄県で製造されます甘しゃ糖、いわゆる粗糖でございますけれども、そういったものと、北海道で製造されますてん菜の原料糖の受け入れを行っているわけでございます。また、あわせて、国内産糖の価格支持のための調整金を負担いただいているということでございます。

精製糖企業でございますけれども、これまでも企業数や工場数を統合等によりましてかなり減少させてきておりまして、現在、20社14工場、従業員数で約1,600人という水準になっております。ただ、操業率の方がいまだ8割を切っておりますので、合理化が今後必要であろうというふうに考えられるわけでございます。

それから16ページでございますけれども、生産者価格等についての記述がございます。

てん菜、さとうきびの甘味資源作物の最低生産者価格でございますけれども、12年産から現在の制度に移行して、従来の方式から変わってきております。

従来の制度のもとではいわゆるパリティ価格を基準として算定してきたわけでございますけれども、12年産以降につきましては、ここに書いてございますように、生産条件ですとか、あるいは需給事情、こういったものを参酌して定めるという方式に変わってきているわけでございます。

それから、 にごさいますように、国内産糖につきましては、従来は、売買をやっております事業団の買い入れ価格と売り戻し価格を決めるという方式だったわけでごさいますけれども、12年産からは、原料の最低生産者価格に工場の標準的な集荷製造経費を加えた額から前の年度の砂糖の市価を控除した額を国内産糖交付金という形で農畜産業振興機構の方から交付するという形になっております。

また、この最低生産者価格の決定に当たりまして、生産性の向上を進める生産者の取り組みを促進するために、農業経営基盤強化特別対策のほか各種の関連対策を実施するということをあわせて決めております。

17 ページは、以上申し上げたことを概念的にチャートにしたものでございますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

甲斐部会長

ありがとうございました。

本日は、砂糖の価格調整に関する法律第3条第3項に基づきまして、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対しまして諮問を受けております。

この諮問事項につきましては、審議会会長、生産分科会長より甘味資源部会において答申を決定するよう指示を受けておりますので、ご審議をいただき、農林水産大臣あてに審議会会長名で答申を行うこととなります。

それでは、諮問文の朗読及び諮問事項につきましてのご説明をお願いいたします。

特産振興課長

それでは、資料の5に諮問文章がございますので、朗読させていただきます。

諮 問

砂糖の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第3条第3項の規定に基づき、平成20砂糖年度の国内産糖の目標生産費を、てん菜を原料として製造される国内産糖（てん菜原料糖を除く。）にあつてはトン当たり142,500円、てん菜原料糖にあつてはトン当たり119,500円、さとうきびを原料として製造される国内産糖にあつてはトン当たり204,900円と定めることについて、同条第4項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成16年9月6日

農林水産大臣 亀井善之

以上が諮問文でございますけれども、あわせて諮問事項につきまして若干ご説明させていただきます。

同じく資料5の諮問案の次のページに「説明」というのがございますので、これに基づきまして簡単にご説明をいたします。

まず、国内産糖の目標生産費でございますけれども、これは、資料3の関係法令集の7ページでございます砂糖の価格調整に関する法律第3条の規定に基づきまして、政令で定めます5年間という期間ごとに定めることになっております。前回は平成11年の9月に平成15砂糖年度のものについて定めたわけでございます、今回は平成20砂糖年度の目標生産費について定めるということとしております。

今回定めます目標生産費でございますけれども、まず原料価格につきましては、昨年決定されました平成16年産の甘味資源作物の最低生産者価格としております。それから製造経費につきましては、最近の製造経費の実績を基礎として算定をしたものでありまして、今の時点での価格で表示するというようにしております。

なお、今後におきます各砂糖年度の国内産糖合理化目標価格の算定に用いられます国内産糖の目標生産費の額には、その算定する時点における物価その他の経済状況といったものを勘案するというようにしております。

具体的に国内産糖の目標生産費の算定に当たって考慮しました事項の概要は、次のページ等でございます。

2ページ目をちょっと開いていただきまして、まず甘味資源作物の生産の見通しでございますけれども、てん菜につきましては、過去の生産の動向を基礎といたしまして、合理的な輪作体系の維持、それから直播栽培の普及、こういったものを考慮して定めるということとしております。

また、さとうきびにつきましては、てん菜同様、過去の生産の動向を基礎としまして、春植え型あるいは株出し型といったものへのシフトに伴います作型の変更ですとか、あるいは栽培技術の向上、こういったものを勘案して定めることとしております。

それから、国内産糖製造事業の合理化の目標でございますが、てん菜糖につきましては、原料てん菜の品質の向上を図ることによりまして歩留まりの上昇を見込んでおります。それから、製造事業全般にわたりまして、過去のコストの実績を基礎として今後の合理化を見込むということとしております。

それから甘しゅ糖でございますけれども、原料さとうきびの集荷管理の改善、優良品種の

普及、こういったことを図ることによりまして歩留まりの上昇を見込んでおります。それから、製造事業全般にわたりまして、過去のコストの実績を基礎として今後の合理化を見込んでおります。

次の3ページになりますが、粗糖の国際価格の動向でございます。

国際価格につきましては、昭和49砂糖年度、それから昭和55砂糖年度、この2度にわたる高騰期を経まして、昭和56砂糖年度以降につきましては、若干変動はございましたけれども、ポンド当たりおおむね10セント前後の水準で推移をしてきております。

最近におきましては、生産の方が消費水準を大幅に上回るという生産過剰の状況にございまして、平成9、10年度の期以降在庫率が4割を超えてございまして、平成14、15年度においては在庫水準が48%という高い水準になっております。そうしたことを反映しまして、国際価格はポンド当たりで8セント前後というような形になっておるわけでございませぬ。

こうしたことから、結論でございますけれども、平成16年産の甘味資源作物の最低生産者価格及び国内産糖製造事業の最近における製造経費の実績を基礎としまして、上記の甘味資源作物の生産の見通し、国内産糖製造事業の合理化の目標、粗糖の国際価格の動向、こういったものを考慮しまして、平成20砂糖年度の国内産糖の目標生産費を、てん菜糖を除いたものでございませぬけれども、トン当たり14万2,500円、てん菜原料糖につきましてはトン当たり11万9,500円、甘しゃ糖につきましてはトン当たり20万4,900円という形で定めたいというものでございませぬ。

なお、前回の15年目標生産費と比べまして、てん菜糖では7,500円下げてございまして、割合で5.0%の下げでございませぬ。また、てん菜原料糖につきましては、同額7,500円下げまして、下げ率は5.9%という形でございませぬ。それから甘しゃ糖につきましては、前回と比べて額で600円引き下げをしてございまして、率では0.3%の引き下げに相当するわけでございませぬ。

また、前回の作業の中で、10年の目標生産費と15年の目標生産費を比べました場合に、15年目標生産費につきましては10年と比べまして今回と大体同程度の削減を行ったということでございまして、今回の改定は前回の並みの引き下げを行ったという形をとっております。

それから、資料の6でございませぬけれども、今申し上げました算定に当たりましての算出基礎がございませぬ。

簡単にちょっと触れてまいりますと、まず、てん菜糖につきましては、操業量を383万5,000トンということで見込んでございませぬ。これは、先ほどの諮問の説明の2の(1)の考え方に

基づきまして、てん菜作付面積の趨勢に単収を乗じまして平成 20 年のてん菜の生産量を 383 万 5,000 トンというふうに見通したわけでございます。

それから原料価格につきましては、16 年産てん菜に係る最低生産者価格を使いまして、1 万 6,760 円という形をとっております。

それから製造経費につきましては、てん菜製造工場の最近年次、これは最近 3 カ年の実績コストをベースにしておりますけれども、そうした製造経費の実績を基礎としまして諸経費の節減等を見込んで算定しまして、原料トン当たり 8,469 円 39 銭という形をとっております。

それから製糖の歩留まりですが、これは、原料てん菜の高糖分品種への移行、栽培技術の向上等、こういったものを見込みまして 17.7 %というふうに見込んで算定をしております。

それから、次のページに甘しゃ糖の関係がございますが、操業量につきましては、これも、諮問の説明の 2 の(1) の考え方による鹿児島南西諸島及び沖縄県におけるさとうきびの生産量として、収穫面積の趨勢値に作型ごとの単収を乗じまして、両県合わせまして 163 万 2,800 トンというふうな推計をした後で、黒糖になります含みつ糖用として処理されている分、これが 7 万 1,600 トンございますので、これを控除した数量としまして 156 万 1,200 トンを両地域における分みつ糖用のさとうきびの生産量として見通したわけでございます。

原料価格につきましては、てん菜同様、平成 16 年産のさとうきびに係る最低生産者価格、トン当たり 2 万 230 円というふうにしてございます。

製造経費につきましては、分みつ糖製造工場の最近 3 カ年におきます実績コストを基礎としまして、諸経費の節減等を見込んで、原料トン当たり 7,225 円 38 銭というふうな算定をしております。

製糖歩留まりにつきましては、原料さとうきびの集荷管理の改善、優良品種の普及、糖分回収率の向上等、製糖技術の向上といったものを見込みまして算定しまして、13.4 %というふうな算定をしております。

3 ページ目には、今申し上げました数値を一括して書いてございます。

説明は以上でございます。

甲斐部会長

ありがとうございました。



ただいまの事務局説明につきましてご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。どなたからでも結構です。

はい、どうぞ、澤田委員。

澤田委員

今ご説明いただきました国内産糖の目標生産費の算出基礎、資料6の1ページ目なんですけれども、てん菜糖の操業量が383万5,000トンとございますけれども、この操業量の前提となっております作付面積と10アール当たり収量については、甘しゃ糖、さとうきびも、この資料にはございませんけれども、たしか平成15砂糖年度の目標生産費の決定までは資料に作付面積と10アール当たり収量まで出ていたように記憶しているんですけれども、この操業量の前提となっております作付面積と10アール当たり収量についてご説明、補足をお願いしたいと思います。

特産振興課長

ただいまご指摘のあった点でございますけれども、考え方としましては、例えばてん菜で見ますと、砂糖需要の減少を考慮しながら、普通畑におけるてん菜作付面積の比率を趨勢をもとに算定し、それから単収につきましては、最近の7年中異常年を除いた5年間分の数値を基準としまして、品種構成の変化あるいは栽培技術の向上等による増減を勘案して設定したわけでございますけれども、今回作付面積と単収を示さずに原料処理量という形で操業量の数値を示している件でございますけれども、実は、現在農水省におきまして食料・農業・農村基本計画の見直し作業を進めておりまして、その中で、価格支持を行っている品目に関しまして、品目横断対策への移行というものを検討してございます。で、この品目横断への移行に当たりましては、当該年の生産量に応じて生産者に直接支払いをするわけではございませんで、過去の、例えば生産面積に応じた形で直接支払いをしていこうということがございます。

今のこの対策の内容については現在検討中でございますので、今回の目生の数値がそういった品目横断の検討への一つの予断を与えるような材料になるということのを避けるために今回あえて面積を出さなかったという事情がございますので、これまでの推計値等に基づき従来どおりの計算をしたわけでございますけれども、そういった影響を考えまして、今回は出すのを控えさせていただいたということでございます。

過去、63年の目生を算定しました折にもやはり公表はしていないということがございましたので、前例がございましたので、こういう形をとらせていただきました。

甲斐部会長

はい、そういうことでよろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

どうぞ、阿南委員。

阿南委員

国際相場も下がっていますので、やはり目標価格を下げていくというのは当然のことだと思っていて、今回の提案には賛成をする立場であります。

で、消費者の方は本当に大きな内外価格差を認めているわけですし、それを受け入れているというのは、やっぱり国内の砂糖に関連する生産者や製造者というのがより競争力を高めていくことを期待しているからだというふうに思っているんですね。そうした視点で農業施策が行われているのかというふうなことは、やっぱり振り返って点検をしていただきたいなと思います。

それとあと、3つの視点からちょっとご意見を申し上げたいんですが、まず、消費者としては、今回の価格の決定のシステムというのは非常に複雑ですよね。この場に出るということで初めて私も知ったわけですけども、こういうふうな情報というのはやっぱりどんどん公開すべきだというふうに思っています。

それと、この調整金というシステムというのは非常に難しくてわかりにくいですが、輸入差益を使った保護システムというふうなことなんだろうと思うんですけども、こういう輸出入のバランスが崩れてきたときには制度の維持が困難になってくると思いますので、保護が必要ならば国費を投入してきちんと保護をすればいいんだというふうに考えます。

それと、消費者の納得できるリーズナブルな価格というのを私たちは求めているわけですが、これはただ安ければいいというものではなくて、砂糖という食品が持つ効能や価値についてきちんと理解すれば、多少の価格差があっても消費者はその商品を選択するわけです。

私はコープとうきょうという生協の組合員でもあるんですけども、コープとうきょうでは、国内産とわかる表示もあるんですね。種子島のかおり糖とか、コープの波照間島黒砂糖とか、そういうふうに表示をして売っているんですね。売っているものもあるんです。あと、沖縄の粉末の素精糖とか。そんなふうにして売ると、やはりよく売れるんです。上白糖より価格は高いわけですけども、よく売れています。ですから、国内の砂糖として差別化できるような切り口をもっと探したらいいんじゃないかなと思います。

きび砂糖ですとか黒砂糖はミネラルが豊富な食品というふうな評価もありますので、砂糖の消費拡大にもつながるというふうなことです。商品開発というふうなことももっとした方がいいんじゃないかなと思います。

それと、上白糖とか三温糖とかはほとんど原産地表示はしていませんよね。結晶だから変わりはないというふうなことだと理解はしているんですが、しかし、消費者が買う場合にはやはりその背景も含めて選択をするわけですので、その辺の表示も考えていったらいいかなと思います。消費者に情報を伝えるというふうなことは必要かなと思います。

それと、もう一つは納税者としての立場ですが、やっぱりこの砂糖の助成金というのは本当に大きな助成をしていて、この費用というのは結局は消費者が負担しているわけですよね。で、一部の国費も投入されているというふうなことなんですが、ですから、この助成金は何を目的に使っているのかというふうなことなんですけれども、やはり国内の砂糖生産農家の支援だということであり、より生産性を向上させて産業として自立してもらいたいというふうにして費用を投入しているというふうに考えますので、担い手の育成ですとか農地の集積によってコストを下げていくというふうな方針が出されていますけれども、それをどこまで実行できたのかというふうなことをやはり分析をする必要があるのではなかろうかなというふうに思っています。

それと、私は生協という事業連合にいるわけですが、事業の立場から言いますと、生協も農業者とともに非常に品質のよい商品づくりを目指しています。国産のきび砂糖や黒砂糖というのは、先ほど申し上げたようにちゃんとプロモーションすれば組合員は商品を購入します。生協自身としても、より品質を高めて、消費者に喜ばれる国産の砂糖ですとかその関連の商品を農業者や食品事業者と一緒に作り上げてもっと広めていきたいと思っていますので、そうした食品の事業者や消費者組織の取り組みをもっときちんと見つめて支援をしたらどうかというふうに思っています。

以上です。

甲斐部会長

ありがとうございました。

今のご質問、ご意見にご回答はありませんか。

特産振興課長

各般にわたる貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。反映できるものはできるだけ反映したいと思うんですが、若干ちょっとコメントだけ申し上げたいと思いませんけれども、まず最初にご指摘がありました、内外価格差が大きいんで、もう少し国内の原料の競争力を高めるべきじゃないかという話がありましたけれども、これは、先ほどちょっと申しました現在の食料・農業・農村基本計画の見直しに当たりまして、砂糖の原料の甘味資源作物につきましても品目横断への移行ということを現在検討しております。検討会を先月の30日に開きまして、来年の3月までに結論を出す方向で今検討を進めております。

その中では、市場原理を一層導入させるという観点から、今の仕組み自体についても大きく変えていこうということを旨として進めておりますので、おっしゃるように、競争力をつけるための方向もその中に十分入れ込んでいきたいというふうに考えております。

それからあと、砂糖の消費のプロモーションをもう少しうまくやるべきだというお話もございましたけれども、これにつきましては、砂糖の関係業界が集まりまして従来から消費拡大のキャンペーン等いろんな形で実施しておりますので、そういったことが十分でない面もあるので多分ご指摘があったかと思われまので、またそちらの関係業界の方の消費拡大の取り組みにももう少しそういったご意見も反映させながら、効果を期待できるような方向に持っていきたいというふうに考えております。

それから、砂糖の助成費用が何のために充てられるのかという基本なお話があったわけでございます。それからあとは、調整金という形じゃなくて国費で賄うべきだというご意見もあったわけでございますけれども、これにつきましては、まず、国内の砂糖の原料となりますてん菜、さとうきびをつくっている地域というのは、北海道のてん菜は、先ほど資料の中にもありましたように輪作体系の中で重要な作物でございますので、これが崩れると北海道の畑作農業全体が影響を受けるということがございます。

一方、さとうきびにつきましては、非常に台風の多い沖縄や鹿児島や南西諸島における作物でございますので、ほかの花とか野菜と違いまして、多少台風の被害に遭っても、倒伏したものがまた元に戻るという特性がさとうきびにはございますので、島にとりましてはこの作物が島の経済を支える重要な作物ということでございますので、経済合理性からすればなかなか生産性が上がりず効率性が悪いという面はございますけれども、やはりそこでは栽培せざるを得ないということがございますので、そのコストを国民全体の視野から賄っていかなければいけないということで、現在のこの糖価調整制度の中で一部実需者に負担をいただきながらこの仕組みを維持しているわけございまして、全額国費という考え方もあるわけでございますが、この負担方法が従来から一番効率的だということで進めておりますので、おっしゃるようなご指摘も十分この中に取り込んで今後の方向というのを検討していきたいというふうに考えております。

総じて言えばそういうことございまして、おっしゃるご指摘は、消費者の立場、あるいは国民全体の視野からはそういったご意見が多々あるうかと思えますけれども、やはり、各地域における基幹作物を守っていこうということが一つございますので、そういった点もよくご理解をいただきたいというふうに思っております。

甲斐部会長  
よろしいですか。

ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

戸塚委員

消費者の観点でいろいろご指摘がありましたけれども、私は北海道ですけれども、糖安法ができたのは昭和 40 年です。それで、今、消費者の皆さんが税の使い方をもっときちっと明確にせいと、調整金はなぜかと。

こういうのを僕らも一生懸命調べてみると、昭和 30 年ごろから農業の食料の増産をしなきゃいかぬ、そして、いろいろ探し出したのが実はこの調整金を取得する関税なんですね。それで、無理して国連なんかに加入する、それから OECD なんかに加盟してそこに入っている。それで輸入、輸出を繰り返す。しかし、日本は輸出ができないから輸入ばかりになる。そのところで、今、一番高い高関税率をもらって、国内の農業をまずしっかりさせようと。これが多分、僕の想像ですと、昭和 36 年に始まった農業基本法でないかなと。

それから、41 年に北海道の主産作物である畑作の 4 品と酪農畜産、多分こういうものに全部関税が入ったと思います。そういう点で、32 万戸もいた農家が実は今 6 万 4,000 戸になりまして、確かに規模も大きくなりましたけれども、その間には、ビートだけでも昭和 30 年ごろとかはヘクタールで 18 トンから 20 トンしかとれないんですよ。今は、先ほど、とれたとれたと言っていますけれども、70 トンまでいったなんというのは、どれぐらい品種をかえたかもしれないし、また、苗をつくるのも何回かえたかわかりません。それぐらいのことをやって 1.5 キロとか 2 キロの砂糖大根一つをようやっとつくれるようになったというような形が今の砂糖に実は置きかえてきたんですね。

それが、今、経済合理性が伴うかということ、やはり、もう少し安くして、消費者の皆さんに安くしなかったら需要はふえないよと、こういうご指摘を受けていることも百も承知なんです。

ですから、今、北海道、先ほど澤田さんからいろいろ説明がありましたけれども、面積なんか、ようやっと 30 年たって自分たちで決められるような時代なんですね。それで、この 10 年から 20 年ぐらいは、自分たちで大体面積を決めて国の方に出して、お墨つきをもらってつくと。しかし、さっき言ったようにすぐとれるときもあれば、ものすごく減るときもある。こういう形が実は農業の生きざまみたいな形、現象でないかなというふうに思っていますけれども、それを今、できるだけ、高くとれたときは在庫でもってきちっと安くしていかなくちゃいかぬ　たくさんとれたときは在庫に持っていかなきゃいかぬ、それで、たくさんとれなかったときはその在庫を出していくとか、そういう工夫を農家みずからもやらないかぬということで、国内産糖の会社の皆さんにも相談を持ちかける。そして、工場も今、道内に 8 工場もあるもんですから、農家も少なくなったもんですから、そういう面からも、やはり自ら工場と生産者で合理化しなきゃいかぬ。

といたしますのは、粗糖を輸入している皆さんもものすごい合理化をしている。そういう中

で一生懸命やっているけれども、この苦しさのあたりが消費者の皆さんに 昔だったら教育で大体教えてくれたんですけれども、このごろは、農作物の大根一つ、どこでとれましたというのはよっぽどのところでないと出してくれないんですね、全部輸入品が入ってきたもんだから。ですから、そこらあたりは、これぐらいしかなくなったけれども国内でこれぐらいとれました、もっと大切にしましょうというような形をしませんと、これだけ円高で円が強いただけあったら、あっという間に輸入にやられてしまう可能性が本当に高いと思います。

僕らよりも生産者の方が、自分でつくったものを自分で食べていればまだ何とかなりますけれども、そんな小さいことよりも、国全体が、これだけ円が強いと、ものすごい、10分の1で買ってこられるとか、20分の1の品物を買ってこられるんですね。ですから、よほど注意しないと、その力の方がすごく強くなると思います。

ですから、そういう面でもぜひ、こういうお砂糖一つですけれども、農林省に、また私たちも現場で、消費者の皆さんもぜひ目を光らせていただいて国内産糖を守っていただきたいなど。それが、多分、国内の甘味を中心にした、原料を中心にしたこれからの生き方でないのかなということをぜひご理解いただきたい。精一杯努力してまいりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

甲斐部会長

それでは、ほかにございませんか。

森委員。

森委員

生産農家を代表しまして今戸塚委員の方からもおっしゃられましたけれども、特に北海道十勝にとりましては、このてん菜というものは輪作体系の中でなくてはならない位置づけを示しています。

というのは、4年輪作でもちょっと難しいんですけれども、てん菜というのは2年、3年の輪作ではものがだんだんとれなくなるんですね。それから質も落ちるということで、4年ないし5年の輪作体系が必要なんです。

ということは、畑の面積を相当持っていないとできないことなんです、その中で、てん菜というのは非常に地力を必要とした作物であるということ、そのためには生産費がすごくかかるんですね。というのは、肥料だとか化学薬品を投入するのは簡単なことなんです、今クリーン農業が盛んに叫ばれている中、それから畑を、要するに地力を維持するためにはやはりそういう化学物じゃだめだということで、本当の天然のものを投入してい

なければいけないということなんです。

で、私が農業を始めてからはビートに対する生産費も毎年上がりました。収量も上がりました。だけれども、農家に入ってくるお金というのか、そういうのがだんだん減っていくんですね。

れはどうしたことだろうというのは、皆さんもおわかりかと思うんですが、やっぱりお砂糖の消費がどんどん減っているということ。というのは、体によくないというイメージが強くなってきて、テレビのコマーシャルなんかでもよく言いますけれども、甘いものはたくさんとると。これは、反対に、人が汗をかいて働くことがなくなったのかなと。コンピューターの中で、机に座っての生活が多い中で、やっぱり砂糖の消費というのは減っていくんじゃないかと。ということは、原点に戻る必要があるんでなからうかと思いません。

で、十勝の担い手も減りました。というのは、サラリーマンと農家を比べますと、仕事が大変な割に収入が少ない。汗水流して働いてもサラリーマンほどの生活力が得られないという、一家総出で働いてサラリーマン一人が働く家庭の収入とほぼ同じというのは、これは一体どうしたことなんでしょうと。

昔ですと、農業は本当にいいという時代がありましたけれども、2000年に入りまして「農の時代」と言われました。ですけれども、「農の時代」は、2000年ももう4年にもなりまじすけれども、これがいつ来るのかなという現状があります。

それで、皆さんにお願いなんですけれども、沖縄の黒糖もいいですしけれども、北海道のてん菜糖もさらっとしておいしいですので、ぜひ使っていていただいて、国を挙げて北海道を支援していただきたいなど。やはり北海道というのは日本全国の食の倉庫、皆さんの胃袋を支えられるのは北海道しかないなど私たちも思っていますので、どうぞよろしく願いいいたします。

甲斐部会長

はい。

それでは、久野委員。

久野委員

久野でございます。私、戦後4回ばかり南氷洋にクジラをとりに行きまして、日本がたんぱく源がないときに食料を供給してきたわけでありまして。そのときは、本当に命からがら、その漁船に乗る北海道とか青森のそういう魚をとる人たちが一生懸命とってくれて、そして日本の高度成長につながっていったわけです。そのところが日本の農業政策の、あるいは生産の原点だったんじゃないか、これを忘れてるんじゃないかと私は思っているん

ですよ。

で、砂糖の問題について申し上げますと、ここは非常に重要な問題なんですね。私は、砂糖の関税を廃止するために一人で立ち上がったんですよ。で、内外価格差、これは何だろうと。砂糖の消費税なんですね。二重の消費税が取られていたわけですよ。

で、調べてみましたら、明治8年の一番最初の消費税の原点というのはしょうゆと菓子税なんですね。これが課せられたんです。で、その菓子の立法趣旨を読みますと、菓子を食べると下痢をする、だから課税するんだと、こういうことなんですね。これはとんでもない話だと私は思っているんです。

その時分、菓子業界の人は、その税制の不平等さを訴えて廃止するのに10年かかったんですね。何のためにその消費税を明治8年にしょうゆと菓子にかけたかということになれば、かける品目がないんですね。そして、それが軍需強化の手段になったんですよ。軍需を強化するためには税金を取らなきゃいけない。だから、お菓子はぜいたく品だと。しょうゆもそうだと。そして、税金を集めてきているわけですよ。それを廃止するのに10年かかったんですよ。

10年後の明治18年には砂糖に消費税がかかることになったんです。砂糖はぜいたく品だと。それで、軍需強化の手段としてずっと砂糖に大変な税金が課せられてきたわけですよ。だから、砂糖というのは日本の税制に大変貢献しているんですね。

戦後に至っては、砂糖の特別消費税と関税があったわけです。特別消費税を廃止して、もう一つの関税の42円50銭が残りました。このことが内外価格差の主な原因になっていたんですね。

私はその立法趣旨を調べたんです。国会図書館へ行って3週間調べた。昭和32年、言うなれば日本全体の税体系の中で所得税が150億円減収になったんですね。150億円減収になったから、どこかもうかっているところはないかと。それは国会で論議された。そのときの大蔵省の主計局の次長が回答しております。石炭と硫安と砂糖はもうかっているから、そこから税金を取ったらどうかと。32年当時の150億円というのはでかいですね。景気が悪くて所得税が減収になったわけですから。

そこで出てきたのが、我々が外国から輸入している原料に関税をかけると。これがずっと30年間続いたんですね。このために私は、これとの戦いを挑んだ。ほとんどの国会議員の人はだれも、なぜこれがセットされたかというのをわかっている人は一人もいなかった。結局は、高い砂糖を国民の皆さん方に我々が供給していたにすぎない、その原因はそこだと、こういうことですね。これを廃止するのに5年間かかったんです、私は。

目的を達成していたら廃止するように持っていかなきゃ、目的税だから。昭和32年から



五、六年でそれは終わっているものだと思います。そのまま持っていたんですね。これは間違いだったと思うんですよ、私に言わせると。それを廃止するのに5年かかりまして、今、関税というのはなくなりました。

その日本の税体系の中で法人税と所得税が一番でかいんですよ。関税というのは10番目なんです。その関税の名目で取ってきたから、消費者の方はわからなかった。その当時、私が七、八年前に調べたときには関税総収入が9,800億円ぐらいだったんですね。その8.5%は砂糖屋が払っていたんですよ。関税の名目の消費税を。財政関税なんですよ。保護関税じゃないんですよ。ベントが8.5%払っているんならわかるよということを経済省の役人にも申し上げたんです。これはおかしな話だと。850億払っているわけね。それが日本の税収入になっていたということですよ。

自分たちの政策が間違っていたらそれを是正するのが基本だと思いますよ。そのために砂糖は内外価格差が大きく、消費を減らしてきたんですよ。国民の皆さんはその部分を全然わかっていない、だれも言わないから。ここは私は問題だと思っている。それを廃止するのに5年かかって、今、調整金というのが41円残っているわけですよ。

で、我々メーカー側としても、最大限の努力をして、価格を下げるように持ってきているわけです。しかし、ご存じのように、今論議しているさとうきびとか砂糖大根の原料は国際的には大変高いんですよ。そういうものを我々は引き取っていかなきゃいけない。そして、その保護財源を我々が集めてこなければならぬ。こういう状態にあるわけです。

今、実際問題として、北海道と沖縄、鹿児島に支払われている交付金の額というのは、量にもよりますが大体900億円前後ですね。950億か900億ぐらいですな。その10%を国が負担しているんです。残りの850億なり900億円を我々が価格の中にオンして集めているんです。それをユーザーとか消費者の方をお願いしているんですよ、正直言いまして。その妥当性を今私は問っているわけですよ、長い間。本当にそれが妥当なのかどうか。隠れて、言うなれば外税で、これは砂糖に関する調整金ですよとって、その調整金に対してまた消費税が5%乗っかっているんですよ。ですから、日本の砂糖の価格が高いのは当たり前なんです。

ところが、現実段階としては、市場原理がものすごく厳しくなるのは当たり前のことですよ。買う側が、もっと安い砂糖はないかと。したがって、この41円50銭というのは、今砂糖は100円ぐらい　110円か100円ですよ。調整金のコストは35%を占めているわけです。我々もコスト競争力でものすごくコストを下げている。この41円というのは変わらないわけね。我々メーカー側はこれを集めてこなきゃいけないんですよ。集めて、法律上、国へ払わないと交付金を払えない。しかし、我々は市場原理にさらされていますから、スーパーもそうです。そうすると、41円のやつを、10円なり15円、我々民間企業が犠牲になって払っているんですよ。これが今の法律の制度自体なんですよ。だからといって、北海道、沖縄がそういう事業をやめるということは非常に難しい問題ですよ。

先ほどお話があったように、もっと中身を国民に知らせるように持っていかなきゃいけないと思うんですよ。今までは供給者側に立っていた。今度は消費者側で物を考えていかなきゃいけない時代が来たわけですから、私は前から主張していますように、WTOとかこういう農業基本法の問題でも、本当にこれだけコストが高いようなさとうきびなり砂糖大根を日本でつくるべきかどうか、こういうことをきちんと論議して、そして、どの特徴を生かしていくのか、どれだけの負担が国民に課せられるか、こういうことをはっきりしていけないとダメなときが来たとは私は思っているんですよ。

今論議しているこの内容もそうなんです。平成 20 年の目標生産費と。現実段階としては、20 年にどうなっているだろうかと考えますと、今中国では大体 4.5 キロくらいですよ。ね、砂糖を使っているのは。北京オリンピックがあるときには倍くらいになると思います。中国でも 9 キロから 10 キロ使うでしょう。そうすると、世界の砂糖の需要はどうなるのか、こういう問題というのをシミュレーションしながら論議して、そのときの目標生産費はどうあるべきかとか、こういうことをきちんと論理的にやっていかなきゃいけないときが来ていると私は思うんですよ。

だから、生産を維持して残していく、残していくんだけど、なぜ残さなきゃいけないのか、このところを、関係する人だけが知っているんじゃなくして、先ほどおっしゃったようにやっぱり消費者段階まで情報を徹底的に流して、それでもいいのかということをはっきりしていかなきゃいけない。

また、先ほど北海道の方が農業の重要なことを訴えられた。そういうことを本当に消費者側がわかるのかどうか。やはり、日本のそういう食料の自給というのは非常に重要問題です。自給率と云って、一体だれが理解しているのかと。ほとんどの人はわかっていないんじゃないかと思います。

だから、そういう点では、お砂糖の消費が減ってきたんだと。これは、ただお砂糖が中傷されているから減ってきているんじゃないんですよ。加糖調製品という調製品は 41 円を全然課せられていない。だから、そっちの方が有利です。それがどんどん入ってくるから、30 万トンぐらいの調製品が入ってきたから、我々も生産の操業率が下がり、砂糖の需要が根本的に下がっているんですよ。これを何回も主張して、国会で決議までしているんだけど、外国と交渉しない。平等にしていけないと、不平等な上に市場原理があるわけですから、日本の農業も残れないです。このところをやっぱり役所もしっかり考えてもらわないと。だから、逆に完全自由化しちゃって、安い砂糖がどんどん入ってきて、日本の農業もそれに伍して競争していくと、こういう気概があればそれでいいと私は思うんですよ。我々企業が死ぬかどうかは、これは経営者の責任問題であって、関係ない。

だから、結論からいきますと、きょうの目標生産費の問題については、若干これぐらい下げてもどうなる問題じゃないんです。私は前に反対をしたんです。ということは、合理化

目標価格というのは、こういうものが本当の市場原理に沿っているかどうかになると、これは全く沿っていないんですよ、基本的に言ったら。

だから、40年にできた法律の価格支持政策に基づいてまだこれができるわけですが、はっきり言いまして。ただ、これを積み重ねてきている時代というのは基本的に終わったと思うんです。それを、今度の農業基本法改正の中でははじめをつけなきゃいけない。したがって、本質的な問題はそこで論議されますから、今若干下がるとか、そういう次元のものじゃないと思います。これについての提案については賛成しますが、前提としてはそこをきちんと論議していかねばならない。そして、消費者が何を求めるか、どういうことで対処をしなきゃいけないか、これを考えていかないとだめだということをお願いしたいと思います。

甲斐部会長

はい。

ほかにございませんか。

太田委員。

太田委員

私は、鹿児島県でさとうきびから砂糖をつくる製糖企業の団体の代表でございますけれども、先ほど北海道の人からも話がありましたが、きょう沖縄は、先ほど課長から説明がありましたけれども、台風、干ばつの常襲地帯でございます。台風18号で来られないという状況なので、鹿児島県の私の方からさとうきびの状況を、消費者の方にぜひ理解していただきたいということでまずお話をいたしたいというふうに思います。

で、今、久野委員がお話しになりました基本的な問題というのは、既に、糖価調整法の問題というのは、国産糖と輸入糖とのバランスがここへ来て大きく崩れてきているということで、維持が非常に難しいという状況になってきています。それと、WTOやFTAの問題もありますし、基本計画の見直しのいわゆる直接支払い方式の問題もありますので、ここで真剣に考え直さなきゃならないという時期に来ているということは同意見でございます。

ただ、国費でどうこうするかという問題は非常に大きい問題でございます。南西諸島の場合、先ほどの農業政策に対する台風、干ばつの問題ではなくて、これは北朝鮮の問題の奄美沖の問題もありますし、尖閣諸島の問題もあります。そういう面では国境の最前線になるわけでございます。

それで、私どもとしては、島を維持するために現在はさとうきびが非常に大きな柱になっているわけでございますけれども、これを社会政策でやるか地域政策でやるかというのは、

国費、財源の問題とともに検討しなければならないんですが、現状の問題として、そういうことをここで論議してもまた始まらないとは思いますが、現在の段階でさとうきびがどういう役割を果たしているかといいますと、島は閉鎖経済でございます。で、さとうきびの経済波及効果というのは、これは沖縄の計算でもそうですが、4倍あるわけですね。普通の農産物というのは1.7倍前後です。農業の公共事業でも1.7倍前後しかありません。で、いろんな事業を考えても、島に対する経済波及効果はさとうきびが一番高いんです。ということは、これを国費でやるかどうかは別にして、島を維持する、活性化するための財源としては非常に効率的な問題だというふうに私は思っております。

したがって、先ほど課長からの説明がございましたけれども、台風、干ばつの常襲地帯で、台風が来てもさとうきびは七、八割は残るわけでございます。そういう作物というのはほかにありませんので、そういう面からいっても代替のものが無いわけですね。現状の制度の中でいくと、どうしてもさとうきびは残しておかなきゃ島の維持が非常に難しいという状況をぜひ消費者の方にもわかっていただきたいと思いますし、この国境問題を、国土問題をどういうふうにしていくかというのは、社会政策、地域政策の問題としてまた別途論議しなければならないと思いますし、砂糖制度そのものについては先ほど久野委員がおっしゃられたように検討会で慎重に検討しなければならない問題だと思います。

で、きょうここに示されました部分、甘しや糖について申し上げますと、5年前の決定と大分違うというところは、一つは生産量が大幅減りました。で、原料価格は、平成10年のときには、ここに今年2万230円とありますが、2万160円でございます。きび代はむしろ上がっているわけですね。で、きび代は、甘しや糖の生産費の約6割、これは先ほど、14ページですか、めぐる事情の中で説明されておりますが、非常に高い位置を占めているわけですね。で、製造経費は逆に下がっているわけでございます。ということで、最終的に甘しや糖の価格というのは、歩留まりが同じですから下がっているわけでございます。

この数字について私はどうこうするというのは、あらゆる面を配慮して総合的に検討された結果として異議を申し挟む余地はないと思っておりますが、ただ、今申し上げましたように、生産費の6割を占めるきび代が高く算出されていて、しかも最終の甘しや糖の値段が下がっているということは、その間に入る我々の製造費の努力がなければできない問題でございます。この問題について今後とも、この面での有効な施策をお願いしたいということで、この数字についてはこれで結構だと思いますが、施策をぜひ並行的にご検討いただきたいと思いますということでございます。

以上です。

甲斐部会長

はい。

ほかにございませんか。

林委員。

林委員

資料4の「甘味資源作物をめぐる事情」の12ページあたりの「生産対策の推進」という項目の中で、優良品種の導入や育成によってこれを達成するんだというのがございます。

ただ、現在、南西諸島におきます優良品種の育成というのはかなり危機的な状況が生まれております。といいますのは、甘味資源振興会が窓口になりまして、台湾の糖業試験場と種子の交配、さとうきびの交配をお願いしていたわけでございます。ただ、これが先方の事情によりましてできなくなった。

で、今、沖縄にありますちょっとした施設でもって交配をやっているわけですが、なかなかこういう中から優秀な品種は育成できないという実情がございまして。ですから、これは5年先の目標ではございますけれども、今のままで放置しますと、やはりこういう品種の育成というのはかなり難しいんじゃないかという実情がございまして。

ですから、台湾にかわるどこかの国の糖業関係の試験場をお願いするとか、または国内でのそういう施設を検討するとかというようなことが必要でないのかというふうに考えますので、ご検討願いたいと思っております。

以上です。

甲斐部会長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

はい、澤田委員。

澤田委員

今回のこの諮問は、省令等に基づいてこういう算定をすることでこうなるということで、これについては異存はないんですが、ただ、例えばてん菜糖の目標生産費は前回よりもトン当たり7,500円下げということですが、現在の糖価調整制度の下では、この下げ幅でも恐らく砂糖の卸売価格はキロ当たり2円も下がらない、ごくわずかしかが下がらないわけですね。

で、実は平成11年に農林水産省で新たな甘味資源政策大綱を公表されました。そのとき、私の記憶では、砂糖の卸売価格をキロ当たり20円引き下げると、20円引き下げますと、加糖調製品に流れた砂糖需要がまた砂糖の方に戻ってくるということで、ちょうど今から

5年前に砂糖の卸売価格をキロ当たり 20 円引き下げのためにさまざまな対策を講じると。中には、砂糖関税の撤廃ですとか調製品の時限的な引き下げもありました。その間に、原料作物生産者、それから国内産糖、精製糖の事業者等々で合理化努力あるいはコスト引き下げ努力をして、5年後ぐらいにはキロ当たり 20 円引き下げようということであったのではないかと思います。

それが、今、ちょうど 11 年の砂糖の卸売価格は、資料 4 を見ますとキロ当たり大体 134 円でした。そして、現在、砂糖の卸売価格はやはりキロ当たり百三十二、三円ではないのかなと思います。この間に、国際糖価の変動、それから日本の為替レートの変動もありますので単純な比較はできませんけれども、11 年から我が国の砂糖の卸売価格がキロ当たり 20 円下がったとはどうも思われません。

ということは、この 5 年の間、いろいろな政策的な取り組みをされ、関係者の方もご努力はされていると思うですけれども、現在の糖価調整制度の枠組みの中で 20 円引き下げという目標に対して実際の実績がどれほどあったのか、そこをお尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、これは要望なんですけれども、先ほど課長さんが、新たな品目横断的な経営安定対策を別途、砂糖及びでん粉に関する検討会を設けて検討中というお話でございましたけれども、その検討会でどういうご議論が行われているかということについて、中間的な報告をこの部会でご披露いただきたいと思うんですね。

といいますのは、先ほどいただいた資料の 3 の 5 ページに、甘味資源部会が所掌している事務としまして、きょう協議しています糖価調整法に基づく目標生産費に対する意見を申すということ以外に、一の方に、「甘味資源作物の生産振興及び国内産糖の製造事業の健全な発展に関する施策に係るものを調査審議すること」と、部会の所掌事務の一の方ですね、これに関連して、今後、砂糖及びその原料作物の施策がどういうふうになるのかということで当然関係してくる内容だと思います。

それから、この審議会は、先ほど課長さんの方からも説明がありましたが、すべて公表されるということですが、その検討会というものは公表されるものかどうか、ちょっとそこがよくわからないところですので、できるだけこの審議会の部会の方に検討会での協議の中間的な報告をしていただきながら、この部会でもさまざまな意見を聞いてほしいと思います。

以上です。

甲斐部会長  
今の澤田委員のご意見に対して……。

特産振興課長

まず1点目の数字の分析なんですけど、今ちょっと手元にございませんので、後日先生の方にまたご報告させていただきたいと思っております。

それから検討会との関係でありますけれども、まず、検討会自身公開されて議論されておりますので、傍聴も可能ですし、議事についてはホームページ等で議事録はすべて公開されているという性格のものでございます。

それから、今の検討会の検討状況というお話がございましたけれども、8月の30日に第1回目が開催されまして、今後は砂糖の分科会とでん粉の分科会、二手に分かれまして個別の議論をしていこうということで、第2回目以降は恐らく10月の中旬以降にやるということで、まだ詳細なスケジュールは固めているわけではございません。

ただ、今後、月に1回ぐらいずつ砂糖とでん粉の分科会をそれぞれ開きまして、ですから、10月に1回、11月に1回開いた上で、12月に全体の検討会を2回程度開きまして、ある程度中間的な取りまとめ、意見の集約を行っていきたくて、で、年明けには1月、2月に分科会を月1回ずつ開きまして、3月に全体の検討会を2回開きまして、おおよその制度改正の方向性も含めた大綱的なものを取りまとめたいということで考えております。

第1回目は、初回ということもございましたので、各委員の方から今の現状等についての率直なご意見を伺ったということでございます。

それから、検討会の議論をある程度の段階でこの部会にかけるといってお話、ご提案がございましたが、一つは、今の食料・農業・農村基本計画の見直しの議論がこちらの方の審議会の親審議会であります食料・農業・農村政策審議会の企画部会で議論されているということがございますので、その審議会との関係をちょっと整理させていただいて、その上で、この部会にある程度報告ができるものかどうか、その辺は少し精査をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、ご関心のある方につきましては、検討会での議論等についてはまた個別にでもご報告なりご説明をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、審議会における取り扱いについては、中で少し精査なり検討なりをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

甲斐部会長

はい。

ほかにございませんか。

高柳委員。

高柳委員

北海道で生産されますてん菜からビート糖をつくっておりますビート協会の高柳でございます。皆様方には常日頃ご指導を賜っておりまして、ありがとうございます。

ただいまお示しいただきました平成 20 砂糖年度てん菜糖目標生産費 14 万 2,500 円、てん菜原料糖 11 万 9,500 円につきましては特に異存はございません。ただいま、北海道の関係委員でございます戸塚、森両委員から、北海道におけるてん菜の重要性、とりわけ畑作農業における基幹的な輪作作物として生産者の皆様方にご努力いただいているところについてはご紹介いただきましたけれども、私どもといたしましても、コストの削減合理化には従来から真剣に取り組んでおりまして、人員削減を初めとします諸経費の削減、こういった効率化を進めてまいりました。さらにこれから一段と高いコスト目標を実現していかなければならないという思いを強くいたしております、むしろ、このくらいのパーセンテージかなという受けとめ方もあるかもしれませんが、例えば、特に私ども糖業といたしましては、製造経費が 8,269 円 39 銭とされておりまして、9,528 円、これは 15 年の目標生産費でございましたが、かなり大幅なダウンではないかなというふうに受けとめているところでございます。

したがって、先ほどご説明がございましたとおり、糖価調整法に基づいて今後算定されます毎年の国内産糖合理化目標価格、それから交付金単価につきましては、やはり、各年におきます私ども糖業の合理化の実態というものを十分反映して適正にご決定いただきたいということが一つでございます。

なお、今お話も出てまいりましたとおり、農業改革に向けて検討が行われております食料・農業・農村基本計画の見直しに当たりましては、私どものてん菜糖事業の持続的な発展が図られますように、また、WTO、FTA等の農業交渉におきましても砂糖を重要費目として位置づけていただきまして、てん菜生産、てん菜糖業へ悪影響が及ばないようにお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

甲斐部会長

はい。

松本委員。

松本委員

鹿児島のアグループを代表して参りました松本でございます。



きょうは、本来であれば、恐らく沖縄の生産農家が来て沖縄の甘蔗の重要性を訴えられる予定だったと思いますが、台風 18 号で来れないと。先週は台風 16 号が参りまして、鹿児島県の方もさとうきびの被害もかなり大きかったわけですが、18 号でまた、きょうからあすにかけてかなり被害が出るんじゃないかなというふうに思っております。

南西諸島と沖縄については、さとうきびが基幹作物で、生命線といいますか、さとうきびあってこそその地域経済ということで、先ほども太田委員の方からもお話がございましたけれども、さとうきびというのはやっぱり、農家と企業とそこに住んでいます人たちの生命線なんですね。だから、どうしても私どもとしても非常に地域性がありまして、沖縄と鹿児島にしかない、鹿児島でも南西諸島にしかないというところで、なかなかこのさとうきびに目を向けるということが少ないわけですが、私どもとしては非常にそれが大事じゃないかということで、さとうきび問題を農政の中で重要な問題として位置づけてほしいということで常々要請をしているところでございます。

今日は直接の生産者価格の議論じゃございませんけれども、やはり、そういう地域の実情を十分踏まえた上で議論をしていただいて、農家と工場と一緒にいるんな面での改善には取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

さとうきびの価格政策等も踏まえた決定が近くなされる予定になっておりますけれども、私どもとしても生産者の立場からはしっかりと生産性向上にも取り組んでまいりたいなというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

甲斐部会長

はい。

ほかによろしいでしょうか。

はい、久野委員。

久野委員

今、沖縄、鹿児島というのは何も無いから当然だと。これはそれでいいと思うんですが、現実には 16 万トンから 18 万トンの間の生産がされているわけですね。これが、交付金なしでやっていくためにはどれぐらいの生産をしなければいけないのかと、これはまだ聞いたことがないですね。多分、50 万トンから 60 万トンつくればわかりませんが、50 万トンぐらいつくれば交付金ゼロでもやれるんじゃないかと、こう思うんですね。やっぱりそういうシミュレーションもやって、そういうことは残すにしても、常にそういう目標を明確にしていかなきゃいけないときが来たんじゃないか。今までは、基地がある、あるいは島で離れている、当然外交上の問題もある、これはこれでいいと思うんですよ。だから、どこまで生産したらペイするのか、これは農家の人にも教えていかなきゃいけないときが来ているんじゃないか、こう思います。

もう一つは、それまで生産したら何ができるかということですが、先ほど林先生もおっしゃったし、消費者の方もおっしゃいましたが、やはり、砂糖について付加価値をいかにつけるか、あるいは、黒糖とかそういうものを含めた特殊な砂糖をどういう形で提供していくかということだと思います。

さとうきびを大量に生産するという、これは可能性は非常に高いと思うんですね、実際は、ですから、このさとうきびの副産物にどうやって付加価値をつけてやっていくかと。これが今、国際的には相当程度変化してきていると私は思うんですよ。ハイブリッドカーにさとうきびのアルコールを使っていくとか、こういう時代が来たんですね。

しかし、何にしろ、沖縄、鹿児島ของさとうきびの量では副産物の活用というのは非常に難しい。現実段階として、トヨタ自動車はさとうきびでプラスチックをつくって、そして環境問題にこたえた内装品をつくっていく。あるいは林原研究所はさとうきびでプラスチックをつくって、女性の下着とか、ブラジャーとか、こういうものをつくっていくということで研究していますね。

ですから、こういう問題は、国の経済特区とかいろいろありますが、もっと特徴をつけて、日本の沖縄、鹿児島はこういう外交的な不利な条件があるんだ、これをカバーしているんだと。で、もっとそのところを、副産物を活用する 先生おっしゃるように、品種改良だって限界に来ていると思うんですね。

ですから、キューバだって、250 ある砂糖の工場を今 50 に圧縮しているんですね、それぐらい合理化していますよ。そして、副産物を活用するプレゼンテーションをものすごくやっている。それでもなかなか追いつかないね。でも、キューバなんか 900 万トンつくれば、さとうきびの付加価値を活用する余地というのはいっぱいある。

そういう面では、そういうような付加価値をつける、副産物を活用する、こういう側面というのは日本の砂糖業界の場合非常に難しい。たくさんつくれば別なんですけど、これが難しいところで、これは、行政としても、総合農政政策の中で、品種の問題、あるいは有機栽培の問題、こういうものを含めて、もっと金を出して、バイオテクノロジーとしてちゃんとやってもらいたいと思いますな。これをやっていかないと夢がないですね。たださとうきびをつくってあげればいいと。

もう一つ、先ほどご質問がありましたが、5年前に、言うなれば 20 円下げると。これは確かにそのときそういう形になっていたわけです。我々メーカー側としてはこの5年間に 84 万トンの設備を除却してきたんですよ。除却してきました。で、その中でこの 10 円という問題を調整してきたんです、価格調整で。現実段階としては、もっとデフレが進行して、末端価格というのはすごく低いんです。今、先生がおっしゃったように、卸売価格はこうだということですが、今ここでは公表しませんが、実体価格はすごく下なんですね。

だから、我々の身に入ってくるのは本当に少ないですね、先生。これが実態なんですよ。卸売価格はここにあるんです。あるんですが、実体価格はずっと下なんですよ。だから、私が申し上げているのは、調整金をもう払えないよと。市場原理に我々の土台がさらされているんですね。これは、今どこまで実体価格がいつているかということは申し上げませんが。

それと、ビートが増産になりまして、62万トンか65万トンが75万トンになる。それを我々が引き取らなきゃいけないね。輸入糖が減っちゃってコストが上がっちゃうとか、あらゆるバランスが崩れちゃったんですね。そういうことで、実体価格というのは本当に恐ろしいところに来ているんですよ。それを土台にして計算していったら、こんな調整金40円というのは本当は徴収できないですね。我々、土台が今崩壊していると。この実態なんですよ。これは、先生、そういうことでご理解を願っておきたい、こう思います。

甲斐部会長  
犬伏委員。

犬伏委員

純粋な消費者という立場からなんですけれども、先ほどの久野さんのお話だと、私たちが知る限り、沖縄の基幹産業という部分でやはり何とかしなくちゃいけないんじゃないのかなと。で、それを国費だけで賄うとなると、ちょっと大変だろうと。この調整金制度というのはすばらしいものだと私は勝手に思っていたんです。私どもの方でアンケート調査をしたんですね。久野さんは今、価格をおっしゃらなかったんですが、キロ55円というところがあるというのがかなり出ていました。そうすると、卸売価格が130円台。果たして55円で売られたんでは、幾ら外国産が安くても、ああ、なるほどと、今おっしゃられたお話で55円という話を思い出して、そうおっしゃるとそのところは大変なんだなというのがわかったという感じなんですけれども、それにしても、単にお砂糖の部分だけということだと、その価格差だけで調整金あるいは国費を投入するという部分というのはちょっとおかしいのかなという気も確かにすることはするんですけれども、でも、国土といいましょうか、基幹産業という部分、何か、それしかないキビだけは何とか生き残るといふ、その基幹産業という感じのことからいいますと、私たちもそれなりにプラスアルファして国土を緑豊かにしておきたいという思いはするんですね。

じゃ、先ほどお話がありましたように、私どものアンケートの中でもあったんですけれども、国産というネーミングでどれだけ高いコストを私たちが払うのかということになりますと、これまた、幾らきび砂糖ですとかてん菜糖と言われて、どこまで負担できるのかというと、その島あるいは北海道が自立していけるほどのものを消費者が全部負担することはまず無理だろうということを思いますので、そうすると、そういう部分も確かにあっていいかもしれないけれども、やはり国費もしくはこの調整金制度はすごくすばらしい制度だったなというふうに思っていたんですが、ここが、今のような価格の格差を見ますと、とんでもなく、8倍からつまり、よそが安いんですね。安いものと国産の10

倍近いものというのをどう調整していくかということ、これは大変難しいんだと。

そこを、先ほどどなたかのお話にあったんですけれども、私たち自身がどのくらいのものかというのを、本当に、もう少しきちんとした公開というか、情報が流れて、私たちも知った上で選んでいく。私など貧乏人ですからなかなか高いものには手を出せませんが、国土のためにという部分、国の中の産業という部分を何とか維持したい。

それと自給という部分。幾ら安くても、安いからよそから幾らでも入ってくる。たまさかその生産量が多いときは入ってくるかもしれませんが、生産量がなくなったらだめよと言われちゃうのが輸入品だというふうに思いますので、その辺ところを考えると、やはり自給というところも考えなくちゃ絶対いけないのではないのかと、年なのかもしれませんが、そういうふうに思ったりするものですから、その辺のところの兼ね合い、これはどうしても国というところが考えてもらって、それを、こうですよという、メリット、デメリットそれぞれを先ほどシミュレーションというお話がありましたけれども、いろんな部分のシミュレーションをした上で私たちにも選ばせてほしいというふうに思います。

甲斐部会長

まだご意見があると思いますが、時間になりましたので、部会としての意見をまとめて答申の形に取りまとめていきたいと思えます。

諮問のあった平成 20 砂糖年度の目標生産費につきましては、当部会として特段の異論はないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

甲斐部会長

ありがとうございます。それでは、そのように答申を行うこととしたいと存じます。

文書にしたものを事務局から配布してもらうことにいたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。

(文書配布)

甲斐部会長

お手元にお配りしました案をもって、答申として大臣あてに提出したいと思えます。

それでは、答申を、大臣にかわって白須局長にお渡しいたします。

(答 申)

生産局長

生産局長の白須でございます。

ただいま、亀井農林水産大臣のかわりに答申を受け取らせていただきました。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多用のところご出席を賜りまして、また、長時間にわたり熱心なご議論をいただき、併せまして答申を取りまとめていただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げる次第でございます。

私どもといたしましては、本日のご討議、それから、ただいまいただきました答申を踏まえまして平成 20 砂糖年度の目標生産費を定めますとともに、今後の施策展開の参考にさせていただきますというふうに考えている次第でございます。

なお、本日のこのご討議、それから答申につきましては、後ほど亀井大臣に私の方から報告をさせていただきますので、ひとつご了承いただきたいというふうに考えております。

本日は、大変長時間、どうもありがとうございました。

甲斐部会長

それでは、本部会で審議いただく事項は終了いたしました。

これをもちまして本日の甘味資源部会を閉会させていただきます。

なお、会議終了後、議事録、答申の内容等につきましては公表することとしております。

本日はご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

午後 4時02分 閉会